

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目次＝

1. 重大事故等情報＝4件（9月4日～9月10日分）

- (1) 乗合バスの車内事故①
- (2) 乗合バスの車内事故②
- (3) 貸切バスの衝突事故
- (4) 法人タクシーの衝突・火災事故

2. トピック

- (1) 10月以降もタクシー事業者によるデリバリー・出前が活用できます！（新着情報）
- (2) 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書等の公表について
- (3) バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について
- (4) 観光バス及び路線バスの車内換気能力
- (5) 夏季における運転者の体調管理の徹底について（要請）
- (6) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について（再要請）



1. 重大事故等情報＝4件（9月4日～9月10日分）

(1) 乗合バスの車内事故①

9月7日(月)午後6時54分頃、埼玉県の市道の交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客28名を乗せ運行中、赤信号に従い停止したところ、立っていた乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(2) 乗合バスの車内事故②

9月8日(火)午前9時45分頃、静岡県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せ運行中、乗客がバス停にて降車した際、当該バス運転者が降車が完了したと思い込み扉を閉めたところ、乗客の杖が扉に挟まっており、その



これらを踏まえ、今般、貨物運送の原則にのっとり、貨物自動車運送事業法の許可の取得や一定の安全管理等に係る措置を講じることを前提として、タクシー事業者が特例措置の期限後も食料・飲料の運送ができるよう措置しました。

## 2. 概要

(1) 貨物自動車運送事業法に基づく許可を得た上で、貨物運送に必要な安全管理等に係る体制整備を図ることとする。

(2) 運送できる品目を食料・飲料に限定する一方、できる限り必要最小限の基準となるよう、資金計画や運行管理等について、その形態等を踏まえた柔軟な対応をとることにより、特例措置からのサービスのシームレスな開始・継続を図る。

(3) 新制度の運用にあたっては、(現状大きな問題は確認されていないもの) 3か月ごとに運送の状況についてモニタリングを行い、措置の運用状況について検証を実施するとともに、事業者による許可条件の違反が発覚した場合には、許可の取消し等の措置をとることがある。

## 3. 今後のスケジュール

9月11日 申請の受付開始

9月30日 特例の期限

10月以降 順次、貨物自動車運送事業法に基づく許可

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000220.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000220.html)

---

## (2) 事業用自動車事故調査委員会の調査報告書等の公表について

(配信日：R2.8.28)

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

また、本委員会の発足から令和元年7月までに議決された37件の事故について、事故全体の分析や、事故の類型化を行うとともに、これまでの再発防止策の提言内容と、当該提言を踏まえた各種取組状況について検証を行ったうえで、今後の本委員会のあり方についての方向性をとりまとめ、これまでの5年間を総括しましたので併せてお知らせします。

### ○ 重要調査対象

- ・ タクシーの衝突事故（神戸市中央区）
- ・ 大型トラクタ・セミトレーラの追突事故（石川県かほく市）
- ・ 大型トラックの衝突事故（岐阜県多治見市）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000422.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000422.html)

---

(3) バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

(配信日 : R2. 7. 31)

本年に入り、バス車両が丁字路を右折する際に、交差点の歩道上を車両左手側から横断する子供と衝突し、子供が死亡する事故が立て続けに生じております。また、子供がバス車両前方を横断する際の事故が近年数多く発生しています。自動車運送事業者の皆様におかれましては、同種事故の再発を防止するため、運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、次の事項について改めて徹底するようお願い致します。

(1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。特に、丁字路をはじめとした交差点での右折時に車両左手側から進行する歩行者等に気を配ること。

(2) 道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。

(3) 歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。

---

(4) 観光バス及び路線バスの車内換気能力

(配信日 : R2. 6. 19)

大型自動車メーカー等の協力のもと、主な観光バス及び路線バスの車内換気能力についてまとめました。

○観光バスの車内換気能力

観光バスは、エアコンの外気導入モードを使用することにより、窓を閉めた状態で5分程度で換気する能力があります。

また、8割以上の車両は窓を開けられる構造であり、利用者が窓を開けて換気することも出来ます。

○路線バスの車内換気能力

路線バスは換気扇を使用することにより、3分程度で換気する能力があります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/covid19\\_info\\_shyanaikanki.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/covid19_info_shyanaikanki.pdf)

---

#### (5) 夏季における運転者の体調管理の徹底について（要請）

（配信日：R2.6.12）

トラック事業者の皆様におかれましては、運転者の新型コロナウイルスの感染予防のため、マスク着用の徹底等の取組を進めていただいておりますこと、感謝申し上げます。

これから夏季を迎えるに当たり、熱中症を予防するなど体調管理に努める必要がございますが、今夏においては新型コロナウイルスの感染予防対策も必要とされています。

つきましては、新型コロナウイルス感染予防対策に加え、特に次の点に留意し、運転者の体調管理に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

1. 始業点呼時に運転者の健康状態を確実に把握するとともに、運転者に対して、運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。

2. こまめに水分・塩分を補給することや、一名乗車時や屋外での荷役作業等において他人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外すこと等の熱中症予防について、運転者に対して指導すること。

（参考）「令和2年度の熱中症予防行動」（厚生労働省・環境省）

→ [https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526\\_leaflet.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

---

#### (6) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

（再要請）

（配信日：R2.5.22）

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運



\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html> )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

